

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

氏名	特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構
住所	〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-2-8
電話番号	03-3355-2322
ファクシミリ番号	03-3355-2344
電子メールアドレス	info8@manboukikou.jp
御意見	<p>・ 該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。） この度の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（検討会案）」では、「Ⅲ基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用」として、「機微情報」の取扱いに関する方向性が示されています。</p> <p>・ 意見内容 これに関連して、流通・小売業においては、強盗事件、万引（窃盗）犯罪が生じた場合、事件発生の実態、被害金額等のほか、被疑者の特徴等の情報を共有することが求められています。同一地域の顧客・店員等の生命・身体の安全をはじめ、店舗財産を保全し、警察等への適宜の通報を行うほか、防犯対策の向上を図る取組みの一環と考えられます。この場合、被疑者の特徴は、場合によっては個人情報にあたりうるものですが、個人情報保護法 18 条 4 項、23 条 1 項等にあたるものと理解されます。 強盗・万引犯等、財産犯に関する情報は、今回の検討会案に於いて「機微情報」の具体例として挙げられている「前科・前歴等に関する情報」にあたる可能性があります。 検討会案では、「人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合の例外規定を設ける」ことを、取扱いに関する規律を定める際の基本方針として提示しています。この「例外規定」は、防犯のための取組みの可能性を禁止するものではないと考えますので、「機微情報」の取扱いに関する規律を定めるに際して、配慮願います。</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 万引犯罪の現状は刑法犯全体の約 10%にもなっています。その万引犯罪の現状は再犯性が極めて高い「高齢者の万引が増え続けている」、また、化粧品等特定の商品を狙った「集団万引等組織的な万引が増えている」現状の中で、流通・小売業間で「防犯画像等の情報の共有化」が防犯上、不可欠となっています。（7 月 22 日東京商工会議所に於いて、160 名の方に、竹花副理事長が講演をした資料を添付します。）</p>